

介護福祉士学校 指定基準の適合状況に係る自己点検表

学校名： 京葉介護福祉専門学校

(点検日： 令和8年 3月 27日 点検者： 川端 文悟)

施行令： 社会福祉士及び介護福祉士法施行令
指定規則： 社会福祉士介護福祉士学校指定規則
運営指針： 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針(平成20年3月28日 19文科高第918号、社援発第0328002号 文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長連名通知「社会福祉士及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の別添2)

根拠法令の略号 (例)
指定規則 8 ① (3)
法令の略称 条 項 号

事項	点検項目	根拠法令等	適・否 ・該当なし ※「該当なし」の 選択は特定項目の み																								
Ⅰ 教職員に関する事項																											
1 専任教員	① 専任教員は、一の介護福祉士学校(一の介護福祉士学校に二以上の課程がある場合は、一の課程)に限りの専任教員であり、他の介護福祉士学校の専任教員を兼ねていない。 また、採用の際に確実に確認している。 (介護福祉士実務者学校を併設している場合については、双方の業務に支障が生じない範囲で兼務を認めることができる。)	運営指針Ⅰ-7(2)	☒ 適 ☐ 否																								
	② 教員の数は、指定規則別表第4に定める教育の内容を教授するのに必要な数であり、かつ、専任教員の数は、指定規則別表第2に定める学生の総定員(※)の区分に応じた数である。 ※定員を定めない学年がある場合には、当該学年の定員は定員を定める他の学年の定員と同数とみなして学生の総定員とし、専任教員数を算出すること。ただし、定員を定めない学年は、定員を定める学年が2学年以上ある場合(修業年限3年以上の学校)に、第1学年及び第2学年に限り設けることができること。 (参考)	指定規則5(4) 運営指針Ⅰ-7(1)、(2)	☒ 適 ☐ 否																								
	<table><tr><th>学生の総定員</th><th>専任教員数</th><th>総定員</th><th>専任教員数</th></tr><tr><td>80人まで</td><td>3</td><td>～80人</td><td>3人</td></tr><tr><td>81人から200まで</td><td>3+(学生の総定員-80)／40</td><td>81～120人</td><td>4人</td></tr><tr><td>201人以上</td><td>6+(学生の総定員-200)／50</td><td>121～160人</td><td>5人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>161～200人</td><td>6人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>201～250人</td><td>7人</td></tr></table>	学生の総定員	専任教員数	総定員	専任教員数	80人まで	3	～80人	3人	81人から200まで	3+(学生の総定員-80)／40	81～120人	4人	201人以上	6+(学生の総定員-200)／50	121～160人	5人			161～200人	6人			201～250人	7人		
	学生の総定員	専任教員数	総定員	専任教員数																							
	80人まで	3	～80人	3人																							
81人から200まで	3+(学生の総定員-80)／40	81～120人	4人																								
201人以上	6+(学生の総定員-200)／50	121～160人	5人																								
		161～200人	6人																								
		201～250人	7人																								
③ 専任教員は、以下のいずれかの要件を満たす者である。 ア 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 イ 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者 ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し3年以上の経験を有する者	指定規則5(5)	☒ 適 ☐ 否																									
(教務主任)	④ ア 専任教員のうち1人を教務主任として配置している。 イ 上記の教務主任は、介護教員講習会修了者等(※)であって、かつ、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する介護福祉士学校又は養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者である。 (就任にあたって挙証資料等により確実に確認している。) ※ “等”の範囲は、平成13年厚生労働省告示第242号のとおり。(以下、同じ)	指定規則5(6)	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否																								
(領域「人間と社会」を担当する専任教員) ※法第40条第2項第1号の学校のみ	⑤ ア 領域「人間と社会」に区分される科目を担当する専任教員のうち1名を科目編成主任として配置している。 (当該領域の科目を担当しない者を科目編成主任にしていない。) イ 上記「人間と社会」の科目編成主任は、上記③のアに該当する者であって介護教員講習会修了者等である、もしくは上記③のイもしくはウに該当する者である。 (就任にあたって挙証資料等により確実に確認している。)	指定規則5(7)	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否																								
(領域「介護」を担当する専任教員)	⑥ ア 領域「介護」に区分される科目を担当する専任教員は、すべて介護教員講習会修了者等である。 (就任にあたって挙証資料等により確実に確認している。)	指定規則5(8)	☒ 適 ☐ 否																								

	イ 上記の領域「介護」に区分される科目を担当する専任教員のうち介護福祉士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者1名を科目編成主任として配置している。 (就任にあたって挙証資料等により確実に確認している。また、当該領域の科目を担当しない者を科目編成主任にしていない。)		☒ 適 ☐ 否
(領域「こころとからだのしくみ」を担当する専任教員)	⑦ ア 領域「こころとからだのしくみ」に区分される科目を担当する専任教員のうち1名は科目編成主任として配置している。 (当該領域の科目を担当しない者を科目編成主任にしていない。)	指定規則5(9)	☒ 適 ☐ 否
	イ 上記の領域「こころとからだのしくみ」の科目編成主任は、介護教員講習会修了者等であって、かつ医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者である。 (就任にあたって挙証資料等により確実に確認している。)		☒ 適 ☐ 否
(科目編成主任の兼務)	⑧ 1人の専任教員が複数の領域の科目編成主任を兼ねる場合は、それぞれの基準を満たしている。	運営指針Ⅰ-7(3)	☐ 適 ☐ 否 ☒ 該当なし
2 医療的ケア担当教員	領域「医療的ケア」に区分される科目を担当する教員は、医療的ケア教員講習会等(※)を修了し、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者である。 (就任にあたって挙証資料等により確実に確認している。)	指定規則5(9)の2	☒ 適 ☐ 否
	※ “等”には、「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」及び喀痰吸引等研修(第3号研修を除く)の指導者講習を修了した者が含まれる。	運営指針Ⅰ-7(4)	
3 その他の教員	専任教員以外の教員(医療的ケア担当教員を除く)については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を配置している。	運営指針Ⅰ-7(4)	☒ 適 ☐ 否
3 事務職員	専任の事務職員を有している。	指定規則5(16)	☒ 適 ☐ 否
Ⅱ 教育に関する事項(介護実習を除く)			
1 教育内容	教育内容は、指定規則別表第4及び運営指針別表1、別表2又は別表3に定める基準を満たしている。	指定規則5(4) 運営指針Ⅰ-8(1)～(3)	☒ 適 ☐ 否
2 授業時間数	指定規則別表第4に定める科目については、規定の時間数以上の授業時間であることが学則等に定められ、かつ、学則等に定める時間数の授業を実施している。		☒ 適 ☐ 否
3 授業の実施状況	① 1学級の定員は、50人以下となっている。	指定規則5(10)	☒ 適 ☐ 否
	② 合同授業(介護福祉士学校の複数の学級又は学年間において同時に行う授業)又は合併授業(介護福祉士学校と他の学科、コース、専攻等と同時に行う授業)については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りとなっている。	運営指針Ⅰ-8(4)	☐ 適 ☐ 否 ☒ 該当なし
4 医療的ケア	① 医療的ケア(基本研修)は、講義及び演習により実施し、講義の時間数は休憩時間を除いた実時間で50時間以上実施している。 (90分授業のすべてが「講義」の場合、34コマの授業に相当することに留意すること。)	指定規則別表第4備考2 運営指針Ⅰ-9の2(1)-ア	☒ 適 ☐ 否
	② 医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施するとともに、救急蘇生法演習についても1回以上実施している。 (ア)喀痰吸引 (1)口腔 5回以上 (2)鼻腔 5回以上 (3)気管カニューレ内部 5回以上 (イ)経管栄養 (1)胃ろう又は腸ろう 5回以上 (2)経鼻経管栄養 5回以上	運営指針Ⅰ-9の2(1)-イ	☒ 適 ☐ 否
	③ 基本研修を修了した学生に対し、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学(介護実習の中での実施を含む)を行うよう努めている。 実施の有無(該当するものをチェックする) ☐ 実地研修 ☐ 見学(医療的ケアの全課程修了後) ☐ 見学(医療的ケアの課程修了前) ☐ 実施を検討しているが、近隣に対象施設がない等の理由により実施が困難 ☐ いずれも実施していない	指定規則別表第4備考3	—
Ⅲ 介護実習に関する事項			

1 学生数	1つの実習先で同時に実習を行う学生数は、実習指導者1人当たり5人以下となっている。	指定規則5(15)	☒ 適 ☐ 否
2 実習内容 (実習区分)	① 介護実習の実習先は、昭和62年厚生省告示第203号第2項に掲げられた施設である。(新たに追加した施設は告示に示す範囲であることを確認している。)	指定規則5(14)イ 運営指針 I-9(2)	☒ 適 ☐ 否
	② 実習内容、実習指導体制、実習中の安全管理等については、介護実習施設等との間で十分に協議し、確認を行っている。	運営指針 I-9(6)	☒ 適 ☐ 否
	③ 実習計画は、当該介護実習施設等との連携の下に定められている。	運営指針 I-9(7)	☒ 適 ☐ 否
	④ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図っている。	運営指針 I-9(11)	☒ 適 ☐ 否
	⑤ 【法第40条第2項第1号の学校】 介護実習は、指定規則第5条第14号イの実習(介護実習Ⅰ)及び同号ロの実習(介護実習Ⅱ)の両方で構成するとともに、介護実習の総時間数に対する介護実習Ⅱの時間数の割合が3分の1以上となっている。	指定規則5(14)	☒ 適 ☐ 否
	【法第40条第2項第2号、第3号の学校】※修業年限1年以上の専攻科の場合 介護実習は、指定規則第5条第14号イの実習(介護実習Ⅰ)及び同号ロの実習(介護実習Ⅱ)の両方で構成するとともに、介護実習Ⅱの時間数が150時間以上となっている。 【介護実習Ⅰ】 施設の要件: 上記①の施設であって、介護保険その他の関係法令に基づく基準を満たすもの 実習指導者の要件: 介護福祉士又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者 【介護実習Ⅱ】 施設の要件: 上記①の施設であって、以下の要件に適合するもの (1) 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における(常勤の)介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。 (2) 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。 (3) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。 (4) 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。 実習指導者の要件: 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者	指定規則6(3) 指定規則7(3)	☒ 適 ☐ 否
(介護実習Ⅰ)	⑥ 介護実習Ⅰについては、多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容となっている。	運営指針 I-9(1)	☒ 適 ☐ 否
	⑦ 介護実習Ⅰを実施する施設の選定にあたっては、短期間であっても特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、多様な施設・事業等で実施し、介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮している。	運営指針 I-9(3)	☒ 適 ☐ 否
(介護実習Ⅱ)	⑧ 介護実習Ⅱについては、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行い、利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容となっている。	運営指針 I-9(1)	☒ 適 ☐ 否
(介護総合演習)	⑨ 介護総合演習の授業については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に学生等が介護福祉士学校において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護課程の展開の能力等について、個々の学生等の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めている。	運営指針 I-9(10)	☒ 適 ☐ 否
3 巡回指導	① 介護実習を担当する教員により、少なくとも週1回の巡回指導を行い、巡回時に個々の学生の課題を把握し、当該介護実習施設等における実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行っている。(これにより難しい場合にあっては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に学生等が介護福祉士学校において学習する日を設け、指導を行っている。)	運営指針 I-9(8)	☒ 適 ☐ 否
	② 巡回指導を行わなくても差し支えないこととされている実習期間が1日から3日程度の実習について、巡回指導を行わない場合は、実習期間前に介護福祉士学校と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標等を共有している。	運営指針 I-9(9)	☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし
4 実習指導者	各実習施設における実習指導者については、指定規則等に定める実習指導者の要件を満たしている。(実習指導者の追加や変更の際に、要件を満たしていることを確実に確認している。)	指定規則5(14)	☒ 適 ☐ 否

	介護実習Ⅰの実習指導者： 介護福祉士又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者 介護実習Ⅱの実習指導者： 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者(※) ※実習指導者の要件に関する経過措置 1.平成21年3月31日までに社会福祉法人全国社会福祉協議会の実習指導者研修課程を修了している者については、当分の間実習指導者とすることができること。 2.平成20年度に社団法人日本介護福祉士会が厚生労働省の補助金を受けて行う実習指導者講習会については、介護福祉士実習指導者講習会に含まれるものであること。	※実習指導者の要件に関する経過措置 平成20年11月11日付け社援発第1111004号、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力をお願いについて(依頼)」	
Ⅳ 学生に関する事項			
1 入学者の状況	① 入学定員は、学生等の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数となっている。 (入学者数が入学定員から乖離している場合は、その要因を分析するとともに、充足率の是正に努めているか。)	運営指針Ⅰ-6(1)	☒ 適 ☐ 否
	② 本年度の入学者数は、学則に定められた学生の定員を超過していない。(ただし、留年生を除く。) (超過した場合であっても、入学辞退者が見込みより少なかったため若干の超過となったなど、やむを得ない事情によるものか。)	運営指針Ⅰ-6(1)	☒ 適 ☐ 否
	③ 本年度の入学手続きにおいて、入学資格を有することを証する書類を提出させている。 【法第40条第2項第1号の学校】 高等学校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書面(学校教育法第56条第2項により大学への入学を認められた者にあつては、そのことを証明する書面) 【法第40条第2項第2号の学校】 大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあつては、そのことを証明する書面)及び様式31による法第40条第2項第2号に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書 (社会福祉士養成施設等の修了者にあつては、当該養成施設等の修了証明書) 【法第40条第2項第3号の学校】 当該養成所の卒業証明書	運営指針Ⅰ-6(2)	☒ 適 ☐ 否
2 科目の履修認定	① 学生等の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握できている。	運営指針Ⅰ-6(3)	☒ 適 ☐ 否
	② 指定規則別表に掲げる各科目(介護実習を除く。)の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしていない。 また、その旨を学則等に明記している。	運営指針Ⅰ-6(4)	☒ 適 ☐ 否
	③ 介護実習の出席時間数が指定規則に定める時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修の認定をしていない。 また、その旨を学則等に明記している。	運営指針Ⅰ-6(4)	☒ 適 ☐ 否
	④ 他の学校等(学内他学科含む。)からの入学者(途中学年への編入、転科含む。)の既修科目の履修認定(履修免除)については、学生等からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の学校等のシラバス等により評価のうえ、適切に行われている。 また、領域「介護」の科目の履修認定については、他の介護福祉士養成施設等(福祉系高校、実務者養成施設を除く)の既習科目に限っている。	運営指針Ⅰ-6(5)、(6)	☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし
3 学生に関する書類の保存状況	入学、卒業、成績、出席状況等学生等に関する書類が確実に保存されている。	運営指針Ⅰ-6(8)	☒ 適 ☐ 否
4 学生の保健衛生	健康診断の実施、疾病の予防措置等学生等、保健衛生に必要な措置を講じている。	運営指針Ⅰ-6(7)	☒ 適 ☐ 否
5 外国人留学生受入についての留意事項	① 留学生を受け入れる場合において、在籍管理、日常生活に関する十分な支援を指導を行える体制を整備している。	運営指針Ⅰ-6(9)	☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし
	② 留学生の受入れに際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意している。 ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。 イ 奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。その際、平成30年3月2日付法務省管第1545号法務省入国管理局入国在留課長通知別添の「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」に留意すること。	運営指針Ⅰ-6(9)	☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし

	ウ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。		
V 学則等に関する事項			
学則等の記載	① 学則もしくは学則に基づき定められた介護福祉士養成課程に関する規程等(以下、「学則等」)に、少なくとも次に掲げる事項が明示されている。 (大学としての本則・総則等に規定のない項目については、指定申請時に別に規程等を定めていなかったのかどうかを確認する。) 規定の有無(該当するものをチェックする) ☒ ア 設置目的 ☒ イ 名称 ☒ ウ 位置 ☒ エ 修業年限 ☒ オ 学生定員、学級数 ☒ カ 養成課程、履修方法 ☒ キ 学年、学期、休業日 ☒ ク 入学時期 ☒ ケ 入学資格 ☒ サ 入学手続 ☒ シ 退学、休学、復学、卒業 ☒ ス 学習の評価及び課程修了の認定 ☒ 各科目の出席時間数が2/3(介護実習については4/5)に満たない者を修了認定しない旨の規定 ☒ セ 入学検定料、入学科、授業料、実習費等 ☒ ソ 教職員の組織 ☒ タ 賞罰	運営指針Ⅰ-5 運営指針Ⅰ-6(4)	☒ 適 ☐ 否
	② 上記に掲げる事項を規定するために指定時に学則本則を補完する規程等を定めた場合において、現在も適時見直しを行い、運用されている。		☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし
	③ 法令等の改正があった際には、適時、条文の見直しを行っている。 (例: 修了後に得られる資格が「国家資格」ではなく「受験資格」になっているか、「法39条第1号の学校」ではなく「法第40条第2項1号の学校」になっているか、「転入学(編入学)は認めない」とした規定は見直しを検討したか(旧「介護福祉士養成施設指導要領取扱い細則」は平成21年3月31日廃止)など)		☒ 適 ☐ 否
VI 施設設備に関する事項			
1 施設の状況	次に掲げる施設設備は、指定(または直近の変更承認)どおり用いられているか。また、適正に管理されているか。 ア 普通教室 ・普通教室の室数 同時に授業を行う学級の数に応じた必要な数である。 ・同時に授業を受ける学生1人あたり1.65㎡の面積が確保されている。	指定規則5(11) 運営指針Ⅰ-2(4)	☒ 適 ☐ 否
	イ 介護実習室 ・ベットを用いる実習室は、概ね1ベットあたり11.0㎡以上の面積が確保されている。 ・和室において在宅介護を想定した実習を行っている。	指定規則5(12) 運営指針Ⅰ-2(5)	☒ 適 ☐ 否
	ウ 入浴実習室 ・同時に授業を受ける学生1人あたり1.65㎡の面積が確保されている。 ・家庭浴槽、シャワー設備、給排水設備は、授業に使用可能な状態になっている。	指定規則5(12) 運営指針Ⅰ-2(6)	☒ 適 ☐ 否
	エ 家政実習室(調理及び裁縫) ・同時に授業を受ける学生1人あたり1.65㎡の面積が確保されている。 ・調理設備及び裁縫作業台が、同時に授業を受ける学生6人につき1台備え付けられている。	指定規則5(12) 運営指針Ⅰ-2(7)	☒ 適 ☐ 否

	オ 図書室 ・十分な閲覧スペースと閲覧施設(机、椅子等)が整備されている。 ・図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等の情報が検索できるよう、必要な機器を備えている。 ・指定規則別表第4に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えている。 ・専門図書及び学術雑誌は、学生の希望を勘案し、定期的に補充又は更新している。(書籍の追加についての要望を受け付けている。) ・専門図書のうち、特に領域「介護」に関する図書の充実を図っている。	指定規則5(13) 運営指針 I-2(8)、(12)	☒ 適 ☐ 否																																																																																																														
	カ その他の施設設備等 ・保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を備えている。	指定規則5(13) 運営指針 I-2(9)	☒ 適 ☐ 否																																																																																																														
2 教育上必要な機械器具等の状況	① 次に掲げる教育上必要な機械器具及び模型について、必要な数量を備えている。(かつ、使用可能な状態である。) (必置数が「適当数」のものについては、授業の実施に必要な数量を備えているのか確認すること。 例：医療的ケアの演習に使用する機械器具が学生の班分けの数となっている など) 実際の保管状況を適時、確認すること。 また、確認結果と直近の申請書又は届出書の「12 教育用機械器具及び模型」欄の記載に相違がある場合は、届出の必要な事項外であるが次回の申請又は届出時に数量等を更新されたい。 <table border="1" data-bbox="338 862 1091 2096"> <thead> <tr> <th>☒</th> <th>品名</th> <th>必置数</th> <th>保有数</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☒</td> <td>実習用モデル人形</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>人体骨格模型</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>成人用ベッド</td> <td>学生5人に1</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>移動用リフト</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>スライディングボード</td> <td>適当数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>スライディングマット</td> <td>適当数</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>車いす</td> <td>学生5人に1</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>簡易浴槽</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>ストレッチャー</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>排泄用具(ポータブルトイレ)</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>排泄用具(尿器等)</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>歩行補助つえ</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>盲人安全つえ</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>視聴覚機器</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>障害者用調理器具</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>障害者用食器</td> <td>適当数</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>和式布団一式</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>吸引装置一式</td> <td>適当数</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>経管栄養用具一式</td> <td>適当数</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>処置台又はワゴン</td> <td>適当数</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>吸引訓練モデル</td> <td>適当数</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	☒	品名	必置数	保有数	保管場所	☒	実習用モデル人形	2	3		☒	人体骨格模型	1	1		☒	成人用ベッド	学生5人に1	7		☒	移動用リフト	1	1		☒	スライディングボード	適当数	1		☒	スライディングマット	適当数	2		☒	車いす	学生5人に1	11		☒	簡易浴槽	1	2		☒	ストレッチャー	2	5		☒	排泄用具(ポータブルトイレ)	適当数	有		☒	排泄用具(尿器等)	適当数	有		☒	歩行補助つえ	適当数	有		☒	盲人安全つえ	適当数	有		☒	視聴覚機器	適当数	有		☒	障害者用調理器具	適当数	有		☒	障害者用食器	適当数	有		☒	和式布団一式	1	2		☒	吸引装置一式	適当数	3		☒	経管栄養用具一式	適当数	4		☒	処置台又はワゴン	適当数	11		☒	吸引訓練モデル	適当数	3		指定規則5(13) 運営指針 I-2(10)	☒ 適 ☐ 否
☒	品名	必置数	保有数	保管場所																																																																																																													
☒	実習用モデル人形	2	3																																																																																																														
☒	人体骨格模型	1	1																																																																																																														
☒	成人用ベッド	学生5人に1	7																																																																																																														
☒	移動用リフト	1	1																																																																																																														
☒	スライディングボード	適当数	1																																																																																																														
☒	スライディングマット	適当数	2																																																																																																														
☒	車いす	学生5人に1	11																																																																																																														
☒	簡易浴槽	1	2																																																																																																														
☒	ストレッチャー	2	5																																																																																																														
☒	排泄用具(ポータブルトイレ)	適当数	有																																																																																																														
☒	排泄用具(尿器等)	適当数	有																																																																																																														
☒	歩行補助つえ	適当数	有																																																																																																														
☒	盲人安全つえ	適当数	有																																																																																																														
☒	視聴覚機器	適当数	有																																																																																																														
☒	障害者用調理器具	適当数	有																																																																																																														
☒	障害者用食器	適当数	有																																																																																																														
☒	和式布団一式	1	2																																																																																																														
☒	吸引装置一式	適当数	3																																																																																																														
☒	経管栄養用具一式	適当数	4																																																																																																														
☒	処置台又はワゴン	適当数	11																																																																																																														
☒	吸引訓練モデル	適当数	3																																																																																																														

	<table border="1"> <tr> <td>☒</td><td>経管栄養訓練モデル</td><td>適当数</td><td>3</td><td></td></tr> <tr> <td>☒</td><td>心肺蘇生訓練用器材一式</td><td>適当数</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>☒</td><td>人体解剖模型(全身)</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> </table>	☒	経管栄養訓練モデル	適当数	3		☒	心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	2		☒	人体解剖模型(全身)	1	1									
☒	経管栄養訓練モデル	適当数	3																					
☒	心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	2																					
☒	人体解剖模型(全身)	1	1																					
	② 上記①に掲げたもの以外にも、その時々新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めている。	運営指針 I-2(10)	☒ 適 ☐ 否																					
	③ 上記①に掲げた機械器具等のうち、保有していないものがある場合は、レンタル又はリース等により随時授業に使用できるようになっている。	運営指針 I-2(11)	☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし																					
VII 申請及び届出等に関する事項																								
1 承認申請が必要な事項	介護福祉士学校の指定以降これまでの間、以下に掲げる事項を変更した際は、関東信越厚生局(平成13年度以前は厚生労働省)に対し、定められた期限までに変更承認申請書を提出し、かつ、承認を得ている。 (直近の申請書又は届出書の記載と現状に相違はないか確認すること。) <table border="1"> <tr> <td>☒</td><td>申請が必要な事項</td><td>申請書提出期限</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>修業年限 ※学則記載事項</td><td>授業を開始しようとする日の6か月前</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>養成課程(昼間・夜間の別) ※学則記載事項</td><td>授業を開始しようとする日の6か月前</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>学級数 ※学則記載事項</td><td>授業を開始しようとする日の6か月前</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>入学定員の増 ※学則記載事項</td><td>授業を開始しようとする日の1年前(計画書の提出)</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>入学定員の減、定員を定めない学年の設定(修業年限3年以上の学校のみ) ※学則記載事項</td><td>授業を開始しようとする日の3か月前</td></tr> <tr> <td>☒</td><td> 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (例) ・指定(もしくは承認)を受けた教室と別の教室を介護福祉士養成に関する授業に利用していないか。 ・建物の改修等により、指定(もしくは承認)を受けた教室の面積に変更が生じていないか。 </td><td>変更しようとする日の6か月前</td></tr> </table>	☒	申請が必要な事項	申請書提出期限	☒	修業年限 ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の6か月前	☒	養成課程(昼間・夜間の別) ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の6か月前	☒	学級数 ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の6か月前	☒	入学定員の増 ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の1年前(計画書の提出)	☒	入学定員の減、定員を定めない学年の設定(修業年限3年以上の学校のみ) ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の3か月前	☒	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (例) ・指定(もしくは承認)を受けた教室と別の教室を介護福祉士養成に関する授業に利用していないか。 ・建物の改修等により、指定(もしくは承認)を受けた教室の面積に変更が生じていないか。	変更しようとする日の6か月前	施行令4① 指定規則10① 運営指針 I-3(2)、4(1)	☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当なし
☒	申請が必要な事項	申請書提出期限																						
☒	修業年限 ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の6か月前																						
☒	養成課程(昼間・夜間の別) ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の6か月前																						
☒	学級数 ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の6か月前																						
☒	入学定員の増 ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の1年前(計画書の提出)																						
☒	入学定員の減、定員を定めない学年の設定(修業年限3年以上の学校のみ) ※学則記載事項	授業を開始しようとする日の3か月前																						
☒	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (例) ・指定(もしくは承認)を受けた教室と別の教室を介護福祉士養成に関する授業に利用していないか。 ・建物の改修等により、指定(もしくは承認)を受けた教室の面積に変更が生じていないか。	変更しようとする日の6か月前																						
2 変更届出が必要な事項	以下に掲げる事項を変更した際は、変更後1か月以内に関東信越厚生局に届出を行っている。 <table border="1"> <tr> <td>☒</td><td>届出が必要な事項</td></tr> <tr> <td>☒</td><td> 設置者の氏名(＝法人名)又は名称及び住所 ※校舎の移転等に伴う住所の変更は事前の承認の必要な事項であるため、住所表記、地番等の変更に限られるものである。 </td></tr> <tr> <td>☒</td><td>学則の変更(修業年限、養成課程、学生定員、学級数以外の事項)</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>専任教員の変更(担当科目、講習会受講などの履歴の変更を含む。)</td></tr> <tr> <td>☒</td><td> 実習施設等の変更 ※実習施設等の変更には、実習指導者のみの変更を含む。 </td></tr> </table>	☒	届出が必要な事項	☒	設置者の氏名(＝法人名)又は名称及び住所 ※校舎の移転等に伴う住所の変更は事前の承認の必要な事項であるため、住所表記、地番等の変更に限られるものである。	☒	学則の変更(修業年限、養成課程、学生定員、学級数以外の事項)	☒	専任教員の変更(担当科目、講習会受講などの履歴の変更を含む。)	☒	実習施設等の変更 ※実習施設等の変更には、実習指導者のみの変更を含む。	施行令4② 指定規則10②	☒ 適 ☐ 否											
☒	届出が必要な事項																							
☒	設置者の氏名(＝法人名)又は名称及び住所 ※校舎の移転等に伴う住所の変更は事前の承認の必要な事項であるため、住所表記、地番等の変更に限られるものである。																							
☒	学則の変更(修業年限、養成課程、学生定員、学級数以外の事項)																							
☒	専任教員の変更(担当科目、講習会受講などの履歴の変更を含む。)																							
☒	実習施設等の変更 ※実習施設等の変更には、実習指導者のみの変更を含む。																							
3 定期報告等に関する事項	本年度の施行令第5条に基づく報告(「定期報告」)は、定められた様式により、期限内(毎学年度開始後2か月以内)に関東信越厚生局へ提出を行っている。	施行令5 指定規則11 運営指針 I-11(4)	☒ 適 ☐ 否																					
VIII 情報公開に関する事項																								
開示すべき情報	① 運営指針別表4に掲げる情報(下表参照)を開示対象としており、インターネットや学生募集用パンフレット等により広く閲覧の用に供している。 (インターネット等により公開していない情報についても、請求者の求めに応じて開示することとしている。) <table border="1"> <tr> <td>☒</td><td>区分</td><td>情報開示の項目</td></tr> </table>	☒	区分	情報開示の項目	運営指針 I-10(1)	☒ 適 ☐ 否																		
☒	区分	情報開示の項目																						

	☒	設置者に関する情報	①設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先 ②法人の代表者の氏名 ③介護福祉士学校以外の実施事業 ④財務諸表		
	☒	介護福祉士学校に関する情報	①介護福祉士学校の名称、住所及び連絡先 ②介護福祉士学校の代表者の氏名 ③介護福祉士学校の開設年月日 ④学則 ⑤介護福祉士学校の研修施設、図書室(蔵書数を含む。)等の設備の概要		
	☒	養成課程に関する情報	①養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数) ②定員 ③入学までの流れ(募集、申込、資料請求先) ④費用 ⑤科目ごとのシラバス ⑥教員数、科目ごとの担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格) ⑦使用する教材 ⑧介護実習施設等の名称、住所及び事業内容 ⑨介護実習の内容及び特徴		
	☒	実績に関する情報	①卒業者の延べ人数 ②卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)		
	☒	その他の情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報		
	② インターネット等により開示した情報は定期的に更新している。				